

## 神奈川県観光振興条例の見直しについて

### 1 神奈川県における条例の見直しの仕組み

神奈川県では、条例を常に時代に合致した内容とするため、一定の周期ごとに「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて、①必要性、②有効性、③効率性、④基本方針適合性、⑤適法性の視点から、見直すこととしている。

見直しの具体的な手順としては、制定趣旨に立ち返り、社会情勢の推移などを把握した上で、上記の視点から検討を加え、改正又は廃止の要否の判断を行うこととなる。

また、見直しにあたっては、「県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とする」こととされている。

### 2 神奈川県観光振興条例の見直し時期について

神奈川県観光振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

直近の見直しの検討を行う期間は令和2年4月以降の1年間であったが、新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行うこととした。

しかし、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していたことから、見直し検討期間を更に1年間延期し、令和4年度中に行う計画の改定と合わせて、条例の見直しの検討を行うこととした。

### 3 令和4年度の予定

令和4年9月	神奈川県観光審議会 国際文化観光・スポーツ常任委員会に見直し結果報告
11月	神奈川県観光審議会
12月	国際文化観光・スポーツ常任委員会に改正案を報告
令和5年2月	令和5年第1回定例会に条例改正案を提出

### 4 神奈川県観光審議会及び観光振興条例・計画検討分科会における観光振興条例に係る審議について

令和4年6月8日に開催された神奈川県観光審議会での主な意見、令和4年8月23日に開催された神奈川県観光魅力創造協議会第2回神奈川県観光振興条例・計画検討分科会の主な意見は、次のとおり。

#### (1) 観光危機管理

##### ア 観光審議会での主な意見

- コロナ禍を経て観光の危機管理については、意識が変わってきている。

- 観光の危機管理については、備え、災害時の対応に加え復興までも含めて考える視点も大切である。
- 観光の危機管理の考え方については、概念的なものでもよいので、条例に入れ込んでいくべきではないか。

#### イ 検討分科会での主な意見

- 「安心」という言葉を入れるのであれば、「安心」は観光客の心理的なものであるので、「安全」とは使い分けて記載する必要がある。
- 条例では理念的な規定を盛り込めばよいのではないかと。具体的な内容は市町村の地域防災計画などに落とし込んでいけばよいと思う。
- 観光地の「安心」という言葉はコロナ発生後に出てきたものである。「安心」と感じるかどうかは、観光客によって違うため「安心」という言葉自体入れる必要があるのか、「安全」だけでもよいのではないかと。
- 観光危機管理の概念が全く入っていないということであれば問題だが、「安全」があるのであれば、「安心」という言葉がなくても変わらないのではないかと。
- 風評被害が起こるのは、情報を発信している主体の問題である。情報の受け手とのコミュニケーションが重要である。日ごろから、信頼感を得られるような情報発信をしていくべきである。

### (2) 神奈川県観光振興重点期間

#### ア 観光審議会での主な意見

- 神奈川県観光振興重点期間については、具体的で理念を規定する条例全体の趣旨から逸脱している。
- 神奈川県観光振興重点期間については、削除すべきである。
- 県として政策的な意義があるのであれば、表現を変えることも考えられる。

#### イ 検討分科会での主な意見

- 戦略的に考えて重点期間を定めているのであれば意味があるが、そうでないのなら、この条文は削除したほうがよいのではないかと。
- 期間については意味を持たないと思う。例えば、年ごとにテーマ（グルメ、エリアごとなど）を設けて重点的なテーマごとにやっていくことも考えられる。
- 県全体で一緒にやっという考え方が時代にあっていないのではないかと。
- 検討分科会の意見としては、この条文の役割は終わったということで整理したい。

## 5 見直しの検討内容

### (1) 必要性

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済を活性化させるには、裾野が広い観光産業を盛り上げていくことが求められている中、観光の振興に関する施策の総合

的かつ計画的な推進を図り、観光客の増加と観光消費額の増大により、県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。

一方、「神奈川県観光振興重点期間」については、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的な観光需要の分散化が重要となるなかで、必要性を見直す必要がある。

## (2) 有効性

本条例第 15 条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。当該計画には観光消費総額、入込観光客数等を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって令和元年には観光消費総額が過去最高となるなど成果を上げており、有効に機能している。

## (3) 効率性

本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。

また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。

## (4) 基本方針適合性

「かながわグランドデザイン」のプロジェクトの柱Ⅱ「経済のエンジン」の中に「観光」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野Ⅲ「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が訪れる観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、同グランドデザインにおいて「安全・安心の確保に向けた取組みを充実」することとしていることも踏まえ、条例において「安心」の観点について理念規定や施策規定に盛り込む必要がある。

## (5) 適法性

本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。

## 【見直し結果】

新型コロナウイルス感染症の影響やその他観光をめぐる環境の変化を踏まえ、現行条例の一部について必要性及び基本方針適合性における課題が見受けられるため、改正を検討する。運用の改善等の必要はない。